

## 学童保育指導員の仕事

### ◆ 学童保育とは？

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生（おおむね 10 歳未満）に対し、授業の終了後や夏休みなどの長期休業中に、保護者に代わって行う保育をいいます。児童の安心、安全な居場所づくりと、家庭に代わる生活の場を提供し、主に遊びを通して児童の健全な育成を図ることを目的としています。

#### ◎開室期間

・毎週月曜日から土曜日までの6日間

※ 国民の祝日、祝日の振替休日、12月29日から1月3日まで及び3月31日（開室準備のため）は除きます。



#### ◎活動場所

学童保育室は、校舎内の余裕教室や、校舎外に設置する専用教室で運営しています。学校敷地内での活動を基本としますが、安全等が確保でき、費用負担が伴わない場合は、校区内及びその周辺での活動を行います。

#### ◎職員体制

学童保育室には、学童保育指導員として任期付短時間勤務職員と児童数等の状況により加配指導員として、臨時職員を配置しています。

### ◆ 学童保育指導員とは？

学童保育室での遊びや生活を通して、子ども達への支援や援助を行います。

#### ◎主な活動

##### (1) 保護者との連携

- ・日々の生活での児童の様子やケガ、体調不良などについて、連絡ノートや電話、面談などの方法で保護者と連絡を密にしています。
- ・「おたより」を発行し、学童保育室での活動報告・予定などを保護者へ情報提供しています。
- ・定期的に保護者との懇談会を開催し、児童の様子や活動内容を伝えています。





(2) 学校や関係機関との連携

- ・日々の児童の様子について、学校との連携をはかり、情報を共有しています。
- ・緊急時の対応や施設を活用するにあたり、学校との連携をはかっています。
- ・放課後子ども教室の「実行委員会」に出席するとともに、学童保育室の児童を放課後子ども教室へ参加させ、見守るなど、連携をはかっています。

(3) 研修など

- ・指導員研修会（連続講座や実践交流等を通年実施）や指導員全体会議（テーマごとに分かれて年間 10 回程度開催）に参加し、学童保育指導員の知識や技能の向上をはかっています。

◎学童保育室のおもな活動スケジュール

学校授業日（平日）		土曜日及び学校休業日（夏休み等）	
授業 終了後	児童が学童保育室へ 児童の出欠確認 宿題等の自習 おやつ あそびなど   帰宅準備・反省会	8:15～	児童が学童保育室へ 児童の出欠確認 宿題等の自習 あそびなど
		12:00～	昼食（弁当持参） 休憩（お昼寝等）
		15:00～	おやつ あそびなど   帰宅準備・反省会
17:00	集団下校		
17:00～ 18:00	延長児童は在室 （保護者による迎え）		
		17:00	集団下校
		17:00 ～ 18:00	延長児童は在室 （保護者による迎え）

※各学童保育室では、学校行事等のスケジュールにより異なる場合があります。

※学校授業日（平日）の午前中に指導員研修会などを開催しています。

## ◆ 学童保育指導員（任期付短時間勤務職員）の勤務条件

### ◎任期付短時間勤務職員とは？

3年間を基本とする任期を定めて採用される、市の正規職員（一般職の地方公務員）です。勤務時間は、任期の定めのない正規職員よりも短く設定（週30時間）されています。

### ◎勤務時間

次の時間帯での交替制勤務であり、年間平均で週30時間勤務となります。

曜日	勤務時間	
月曜日～金曜日	A	午後1時15分から午後5時45分まで
	B	午後1時45分から午後6時15分まで
土曜日・休業日	A	午前8時から午後2時30分まで（途中45分間休憩）
	B	午前11時15分から午後5時15分まで
	C	午後0時15分から午後6時15分まで
	D	午前9時から午後5時15分まで（途中45分間休憩）

### ◎勤務日

毎週月曜日から土曜日まで

※ 国民の祝日・祝日の振替休日と、12月29日から1月3日までを除きます。

### ◎休暇制度

年次有給休暇（年間20日）、特別有給休暇（忌引、看護休暇、夏期休暇など）、病気休暇、介護休暇

### ◎給与

月額14万6千円程度（地域手当含む。）

このほか、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当などが支給されます。年間の収入見込み額は、233万円程度です。

### ◎福利厚生

厚生年金保険及び協会けんぽ（全国健康保険協会運営の健康保険）の被保険者となります。また、茨木市職員厚生会の会員になることができます。



# 茨木市